

阪神水道企業団 週休2日制適用工事試行要領

制定 令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、阪神水道企業団が発注する建設工事において「週休2日制適用工事」を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、阪神水道企業団が発注する建設工事のうち、入札公告及び設計図書に「週休2日制適用工事」である旨を明示したもので、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 災害復旧工事を含まれる緊急性のある工事
- (2) その他休日の確保が困難であると判断される工事

(発注方式)

第4条 次のいずれかによる発注方式とする。

- (1) 発注者指定方式 受注者が週休2日に取り組むことを発注者が指定する方式
- (2) 受注者希望方式 受注者が、週休2日の実施の意向について、「週休2日届出書」（様式1）を発注者に提出し、取り組む方式。受注者は、週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日届出書」（様式1）を提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(取組内容)

第5条 受注者は、週休2日の取得計画が分かるように「現場閉所計画書」(様式2)を作成し、施工計画書と併せて提出するものとする。また、受注者は、現場着手日以降の毎月5日までに「現場閉所月間実績書」(様式3)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。

(工事名)

第6条 週休2日制適用工事を発注する場合は、工事名の末尾に「(週休2日制適用工事)」を追記する。

(特記仕様書)

第7条 週休2日制適用工事を発注する場合は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

- (1) 発注者指定方式 「本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定方式)とする。」
- (2) 受注者希望方式 「本工事は、週休2日制適用工事(受注者希望方式)とする。」

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。